

鳥取市中学校体育連盟補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中学校体育連盟補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、生徒の体位の向上と体力の増進を促進する鳥取市中学校体育連盟（以下「連盟」という。）の活動に要する経費に対し補助金を交付し、もって生徒の体育活動の健全な発展を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市中学校体育連盟とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連盟が行う別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる経費の額とする。

(補助金の交付等)

第6条 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、補助対象経費から本補助金以外の他の補助金の額に相当する額を減じた額に同表の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年6月30日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書・収支決算書・事業の経過又は成果を証する書類及び写真等とし、補助金が交付された年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(雑則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条、第 5 条、第 6 条関係）

1 事業区分	2 補助対象経費	3 補助率	4 備考
鳥取県中学校総合体育大会	生徒の派遣に要する経費のうち、交通費	3 分の 2	補助対象経費のうち交通費及び宿泊費については、職員等の旅費に関する条例（昭和 4 6 年鳥取市条例第 3 号）の規定により算定した額を上限とする。
鳥取県中学校駅伝大会			
鳥取県スポーツレクリエーション大会			
全国中学校体育大会	生徒の派遣に要する経費のうち、交通費・宿泊費	2 分の 1	
中国中学校体育大会	生徒の派遣に要する経費のうち、交通費・宿泊費	2 分の 1	
	大会開催費	1 0 分の 1 0	
東部地区中学校体育連盟負担金	鳥取市負担金	1 0 分の 1 0	